

通常業務優先区分表

局名	危機管理局	部名		課名	危機管理課
<b>A 継続する業務</b>					
<p><b>【市民・事業者に関する業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災・危機事象に基づく事案発生への対応</li> <li>(2) 避難行動要支援者避難支援に関する業務</li> <li>(3) 自主防災組織支援に関する業務</li> <li>(4) デジタル防災行政無線に関する業務</li> <li>(5) 各種ハザードマップ閲覧に関する業務(インターネット対応)</li> </ul> <p><b>【その他の業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災資機材等備蓄に関する業務</li> <li>(2) 支出処理などの会計業務</li> </ul>					
<b>B 中断又は中止する業務</b>					
<p><b>【市民・事業者に関する業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 桜島火山爆発総合防災訓練に関する業務</li> <li>(2) JX喜入基地訓練の実施</li> <li>(3) 原子力災害避難訓練に関する業務</li> <li>(4) 市政出前トークに関する業務</li> <li>(5) 地区別防災研修会に関する業務</li> </ul> <p><b>【その他の業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種災害協定に関する業務</li> <li>(2) 危機管理セミナーに関する業務</li> <li>(3) 自然災害等の図上訓練に関する業務</li> <li>(4) 災害時における避難行動力の向上に関する業務</li> <li>(5) 桜島避難施設整備に関する業務</li> <li>(6) 地域防災計画の改訂</li> <li>(7) 国民保護計画等の改訂</li> <li>(8) 市長の防災点検に関する業務</li> <li>(9) 火山砂防フォーラムに関する業務</li> <li>(10) 火山防災トップシティの推進に関する業務</li> <li>(11) 防災会議・水防協議会に関する業務</li> <li>(12) 土砂災害防止法・水防法対応</li> <li>(13) 水防計画の改訂</li> <li>(14) 防災専門アドバイザー事業に関する業務</li> <li>(15) 桜島火山防災協議会、連絡会に関する業務(通常会議)</li> <li>(16) 東日本大震災に関する支援業務</li> <li>(17) 土地建物等財産管理</li> <li>(18) セーフコミュニティ推進事業に関する業務</li> <li>(19) 桜島火山活動対策協議会による要望活動</li> <li>(20) 桜島爆発対策特別委員会に関する業務</li> <li>(21) 災害対策本部機能強化に関する業務</li> <li>(22) 桜島火山災害対策委員会、分科会に関する業務</li> </ul>					

通常業務優先区分表

局名	危機管理局	部名	課名	安心安全課
<b>A 継続する業務</b>				
<p><b>【市民・事業者に関する業務】</b></p> <p>(1) 防犯パトロール隊等支援に関する業務（用品支給・活動費補助）</p> <p>(2) 地域安心安全ネットワーク会議申請書受付業務</p> <p>(3) 防犯灯補助申請受付業務</p> <p>(4) 特設防犯灯設置に関する業務</p> <p>(5) 街頭防犯カメラ設置費補助に関する業務</p> <p>(6) 交通安全、防犯に係る要望処理</p> <p><b>【その他の業務】</b></p> <p>(1) 予算・経理業務</p> <p>(2) 安心安全まちづくり市民大会に関する業務</p> <p>(3) 児童通学保護員に関する業務</p> <p>(4) 違法駐車対策業務</p> <p>(5) 安心安全地域リーダー育成に関する業務</p> <p>(6) チャイルドシート使用促進に関する業務</p> <p>(7) 安心安全研修会に関する業務</p> <p>(8) 鹿児島市救難所の運営</p> <p>(9) 安心安全まちづくり推進会議に関する業務</p> <p>(10) 防犯団体関係との連携に関する業務</p> <p>(11) 交通事故現場診断に関する業務</p> <p>(12) 地域安心連絡会議に関する業務</p> <p>(13) 安心安全推進員に関する業務</p> <p>(14) 地区別防犯連絡会に関する業務</p> <p>(15) 局・課に属する庶務、照会回答業務</p> <p>(16) セーフコミュニティ推進事業に関する業務</p>				
<b>B 中断又は中止する業務</b>				
<p><b>【市民・事業者に関する業務】</b></p> <p>(1) 交通事故及び暴力団排除相談業務(相談員が出勤できない場合)</p> <p>(2) 交通安全・防犯教室実施業務（指導員が出勤できない場合）</p> <p>(3) 安心安全協力事業所申出書受付業務</p> <p><b>【その他の業務】</b></p> <p>(1) 地下壕安全対策に関する業務</p> <p>(2) 交通安全実施計画に関する業務</p> <p>(3) 市交通安全市民運動推進協議会、市交通安全母の会に関する業務</p> <p>(4) 交通安全に係る普及啓発</p> <p>(5) 防犯に関する普及啓発業務</p> <p>(6) 安心安全功労団体表彰に関する業務</p>				